

年 発 第 号
平成 23 年 月 日

日本年金機構理事 殿
(事業企画部門担当)
(事業管理部門担当)

厚生労働省年金局事業企画課長

厚生労働省年金局事業管理課長

国民年金に係る年金記録の確認申立てにおける年金事務所段階での記録回復について

国民年金に係る年金記録の確認の申立てについては、「年金記録に係る申立てに対するあっせんに関する受付等事務手続細則」の一部改正について（平成 20 年 4 月 28 日付け府保険発第 0428001 号社会保険庁運営部年金保険課長通知）及び「国民年金に係る年金記録の確認申立てにおける年金事務所段階での記録回復について」（平成 21 年 12 月 25 日付け府保険発第 1225002 号社会保険庁運営部年金保険課長通知）に基づき、一定の要件に該当する場合には、処理の迅速化を図るために、年金記録確認第三者委員会（以下「第三者委員会」という。）に送付することなく、年金事務所段階において、記録回復を行っているところである。

今般、更なる処理の迅速化を図るため、下記の要件に該当する事案については、年金事務所段階において記録回復を行うこととしたので、遗漏のないよう取り扱われたい。

また、これに伴い、「年金記録に係る申立てに対するあっせんに関する受付等事務手続細則」（平成 19 年 8 月 9 日総務省行政評価局行政相談課長及び社会保険庁運営部年金保険課長決定。以下「細則」という。）の一部を改正することとしているので、追って連絡する。

記

1. 対象事案

対象となる事案は、申立期間のすべてが国民年金の申立てであって、下記（1）から（3）までのいずれかに該当する事案とする（ただし、2. に該当する事案を除く）。

（1）預り証のある申立てについて

未納・未加入期間に関する保険料納付の申立てであって、申立人が、申立期間のすべてについて、次のすべての要件を満たす納付組織の預り証を所持しており、預り証の記載内容と申立内容に矛盾がないもの。

ア 受領印がある。

イ 申立人の氏名（フルネーム）が記載されている。

ウ 金額の記載がある場合には、申立期間に納付すべき制度上の国民年金保険料と一致している。

（2）過年度納付が可能な期間に係る申立てについて

未納期間に対する保険料納付の申立てであって、以下のすべてを満たすもの。

ア 申立期間は1つである。

イ 申立期間以外の国民年金加入期間のすべてについて未納がない。

ウ 申立期間は国民年金手帳記号番号の払出日前であり、当該払出日において申立期間のすべてについて過年度納付することが可能であった。

エ 払出日において過年度納付できる期間のうち、一部の期間については、納付済みと記録されている。

（3）同居親族の国民年金保険料が納付済である場合の申立て

未納期間に対する保険料納付の申立てであって、以下のすべてを満たすもの。

ア 申立期間が2つ以内である。

イ 申立期間の合計が2年以内である。

ウ 申立期間のすべてについて同居親族全員が国民年金保険料納付済みと記録されている。

エ 申立期間以外の納付済みと記録されている期間のうち、納付日が確認できる期間の中に、その納付日が、申立期間が納付済みとなっている同居親族と同一日になっているものがある。

2. 対象外となる事案

（1）上記1.（1）から（3）のいずれかに該当する事案であっても、次のいずれかに該当する場合は、年金事務所段階の記録回復の対象外とする。

① 平成9年1月以降の納付についての申立ての場合

② 制度及び記録等により、納付を行うことが困難であったと確認される申立ての場合

ア オンラインの被保険者原簿、被保険者台帳又は被保険者名簿その他の記録において、申立人が納付したと主張する時期において、申立期間の全部又は一部が未加入期間として管理されていたことが確認できる場合（上記1.（1）に該当する場合を除く）

イ 申立人が納付したと主張する時期（上記1.（1）に該当する場合

- であって、預り証に領収日の記載がある場合はその日）において、申立期間の一部又は全部が時効により納付することができない場合
- ウ 任意加入被保険者期間の申立ての場合であって、申立人が納付したと主張する申立期間が、手帳記号番号払出簿による手番払出し日より前の期間である場合
 - エ 申立人が市区町村で納付したと主張する時期が、当該市区町村に転入届が提出されるよりも前の時期である場合
 - オ その他納付することが困難な状況にあったと確認される場合
- ③ 申立期間の納付について、後日資格喪失その他の原因により還付されたことが確認できる場合
 - ④ 既に総務大臣からの記録回復が不要である旨の決定が行われている事案（非あっせん事案。一部あっせん事案を含む。）についての再申立てである場合

（2）上記1.（2）又は（3）のいずれかに該当する事案であっても、次に該当する場合は、年金事務所段階の記録回復の対象外とする。

- ① 特例納付に係る申立ての場合
- ② 申立ての内容が記録や関連資料により確認できる状況と矛盾している場合
- ③ 申立人自身（上記1.（3）に該当する事案の場合には、申立人自身又は生存中の同居親族）が申立期間の納付を行っていない場合
- ④ 申立期間を納付したことについて、納付時期や納付場所を全く覚えていないなど具体性に欠ける申立てを行っている場合
- ⑤ 申立期間に対応する確定申告書（控）、家計簿、口座振替記録がある預貯金通帳等又は預り証のいずれかの資料の提出があったが、年金事務所段階における記録回復に必要な要件を満たさなかった場合

3 記録回復の方法

（1）必要書類等の収集

年金事務所は、細則に基づき、「年金記録に関する確認申立書」（以下「確認申立書」という。）について必要な書類等を収集すること。

（2）記録回復

年金事務所は、申立人からの申立てに基づき、上記1の要件に該当し、かつ2に該当しないことが確認できた場合には、記録の回復を行うこと。その際、年金受給権者については、記録を回復した場合の年金額の試算を行い、本人から年金再裁定申出書の提出を受けて、記録の回復を行うこと。

（3）申立の取下げ

年金事務所において年金記録の回復を行った事案に係る第三者委員会への申立てについては、申立人に記録回復の結果を通知した日をもって取り下げられたものとして取り扱うこと。

4 報告

日本年金機構本部は、年金事務所段階における年金記録の回復件数を取りまとめ、厚生労働省年金局事業管理課へ報告すること（当該報告は同課から年金記録確認中央第三者委員会事務室にも報告される。）。

5 その他

本通知による取扱いは、既に第三者委員会に送付している事案であっても、当該第三者委員会から記録回復の対象となりうると判断するものとして関係年金事務所に返送された場合にも適用すること。

また、既に第三者委員会に送付している事案であって、年金事務所において記録回復が可能と判断したものについては、その旨を第三者委員会へ連絡し、確認申立書の返送を依頼すること。